

高齢者福祉施設用
119番通報マニュアル
～火災編～



大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
通信指令課

火災になったときは

火災を発見



安全な場所に移動



119番通報、初期消火、避難の呼びかけ



到着した消防隊に情報を提供



通報のポイント

< 場所を正確に伝えましょう >



119番通報で「火事」と伝えた後は、**施設名**もしくは**正確な住所**を最初に伝えてください。

○ 施設の固定電話からの通報

固定電話からの通報であれば、携帯電話と比べて場所をスムーズに特定することができます。

しかし、火元と離れている場合が多く、状況を伝えられないことがあります。



⇒**固定電話で通報するときは事前に通報の際に必要な情報**

(火元の場所や建物内の人の数など)を整理してから通報しましょう。

○ 携帯電話からの通報

携帯電話からの通報の場合、すぐに通報することができますが、携帯電話からの発信情報だけでは正確な住所を特定することが難しいので、通報者が正確な場所を伝える必要があります。

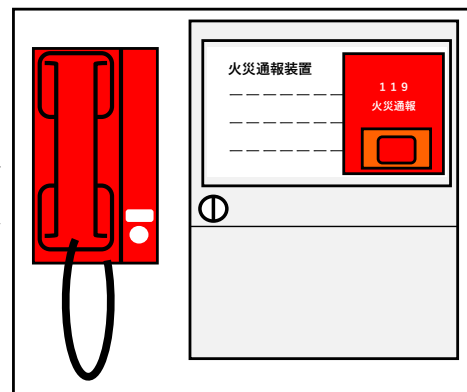


⇒**携帯電話で通報するときは、まずはじめに施設名か施設の正確な住所を教えてください。**

○ 火災の場合は**火災通報装置**も活用してください

火災通報装置は「119通報」ボタンを押すだけで、自動で119番に電話がかかり施設名や住所を機械の音声で通報してくれる設備です。少人数の職員でも通報を火災通報装置で行い、初期消火や避難誘導を同時に行うことができます。

また、消防からの呼び返しがあるので**可能であれば**電話に出て状況を伝えてください。



⇒**迅速に使用するためにも火災通報装置の設置場所や使用方法について日頃から確認しておきましょう。**

初期消火について

火災を発見した際に初期消火で被害を最小限に食い止めましょう！

施設内に設置されている消防用設備等（消火器や屋内消火栓設備）を施設の職員が使用して火災対応します。

○消火器

消火薬剤により消火を行います。使用方法とともに設置場所を確認しておき、火災が発生した際にはすぐに持ち出してください。



○屋内消火栓設備

施設の規模によっては屋内消火栓設備が設置されています。有効に使用するためには訓練が必要不可欠です。使用方法や設置場所について把握しておきましょう。



○スプリンクラー設備

施設の用途及び規模によってはスプリンクラー設備が設置されています。天井等に設置されたスプリンクラーが火災を感知して自動的に放水を行う消火設備です。火災時に有効に作動するように散水の障害となる物は置かないようにしましょう。



次の条件が当てはまる場合は危険なのですぐに避難してください。

- ・ 自分の避難経路が確保できていない。
- ・ 消火器で消火する場合→炎が天井に到達している。
- ・ 屋内消火栓で消火する場合→消火活動を行う行為者が危険と判断するまで。

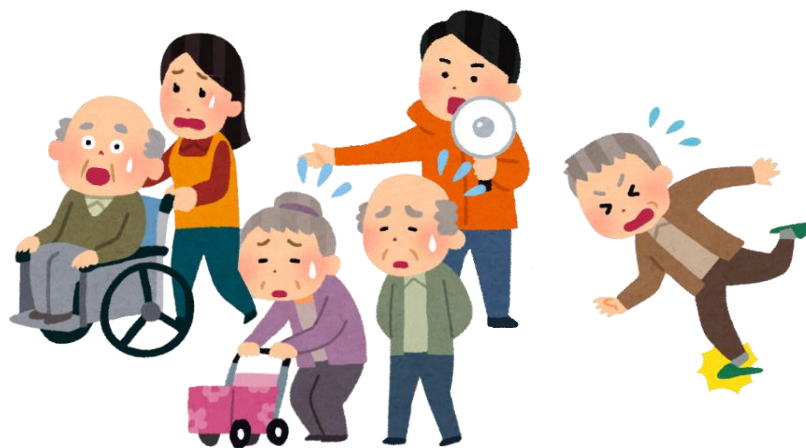
避難の呼びかけについて

高齢者施設には自力での歩行が困難な利用者もいます。

一度に避難させることは困難なので、常日頃から施設の様々な箇所からの出火を想定し、適切な避難経路を選択できるようにしておきましょう。

施設の大きさや規模によっては「避難はしご」等の避難器具が設置されています。避難設備を取り扱えるように使用方法も確認しておきましょう。

また、避難経路上や避難器具の前に荷物等が置かれていると、いざという時に使用することができません。日常的に点検を心がけて、いざという時に備えましょう。



施設の避難訓練などについての申し込み、問い合わせについては最寄りの消防署・消防分署にお問い合わせください。